

## 真岡市防災ラジオに関するQ&A

### ○防災ラジオの機能について

Q 1 どのラジオ局も聞くことができますか。

A 1 防災ラジオは87.4MHz「FMもおか」専用機となっております。  
NHKやレディオベリーなどほかの放送局を聞くことはできません。

Q 2 どのような情報が自動的に流れるのですか。

A 2 住民の皆様が身体や財産に危険があるものが流れます。  
防災無線の内容例としては、災害時の避難情報、竜巻注意情報、火災の発生や行方不明者情報、詐欺に関する注意喚起などです。  
また、震度5以上の緊急地震速報やミサイル発射に関する情報なども放送されます。  
(正午及び6時の音楽、イベントの中止や交通安全週間の放送などは防災ラジオでは流れません。)  
その他、定期的にラジオ局による自動起動試験放送を実施します。

Q 3 聞き逃した放送を聞くことはできますか。

A 3 最新の緊急放送は防災ラジオに自動的に録音され、再度聞くことが可能です。

Q 4 家の中ではどのような場所に置くことが望ましいですか。

A 4 受信状況を少しでも良くするためには、アンテナをできる限り伸ばし、市役所本庁舎の方角にある窓際に設置してください。

### ○購入の申し込みについて

Q 5 申し込みはどこでできますか。

A 5 本庁舎2階にある市民生活課窓口で申し込みを受け付けています。  
受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時です。

Q 6 申し込みはいつまでできますか。

A 6 申込みはいつでも行うことができます。現在必要でなくとも、今後必要となった場合に申込みいただけます。

Q 7 申込書の提出方法はどのようにするのですか。

A 7 本庁舎2階の市民生活課窓口にご持参ください。申込書は市ホームページから入手できます。また、窓口にも用紙がありますので、お越しただいてからご記入いただいてもかまいません。

Q 8 購入の予約はできますか。

A 8 申し訳ございませんが予約は行っておりません。窓口までお越しください。

Q 9 負担金はどうやって支払うのですか。

A 9 申込書をご提出いただきましたら、内容を確認の上、納付書を発行いたします。

1階会計課窓口 又は 指定金融機関でお支払いください。その後、領収書をお持ちになって再度市民生活課窓口にお越しいただきましたら防災ラジオをお渡しいたします。

Q 10 本人が来るのが難しいので代理で買いに行くことはできますか。

A 10 可能です。同一世帯の方でない場合は、代理で来る方の身分を証明する書類（運転免許証など顔写真付きのもの）をお持ちください。

Q 11 購入してみましたが、電波が入りにくいので返金してもらいたいのですが。

A 11 申し訳ございません、一度納付された負担金については、ご返金できません。

地形や建物の構造等、お住まいの環境によっては電波が入りにくいことがあります。その場合でも返金することはできませんので、事前に「FMもおか（87.4MHz）」が良好に受信できるかをご確認いただきますようお願いいたします。

Q 12 「FMもおか」の受信状況はどのように確認すればよいですか。

A 12 お手持ちのラジオ（市販品）で「FMもおか（87.4MHz）」が良好に聞こえるかご確認ください。

また、防災ラジオのデモ機貸し出しも行っておりますので、ご希望の方は、市民生活課窓口にお越しください。貸出期間は1週間です。

Q 13 防災ラジオの購入代金以外にお金はかかるのですか。

A 13 電気料、乾電池代や故障に伴う修理費用などがかかります。

Q 14 敷地内で建物が分かれているので複数台購入したいのですが。

A 14 原則として、2台目からは負担金が1台あたり9,900円となりますが、別棟等により生活が分かれているときなど世帯の状況を勘案いたしますので、市民生活課にご相談ください。

## ○無償貸与について

Q 15 無償貸与はどのような場合にされるのですか。

A 15 無償貸与の対象者の場合、貸与いたします。対象者は、

- (1) 真岡市避難行動要支援者情報提供同意者名簿に搭載されている方
- (2) 区長
- (3) 町会長

- (4) 地域公民館
  - (5) 地域公民館長
  - (6) 民生委員及び児童委員
  - (7) 保育園、認定こども園、幼稚園、特定地域型保育施設及び放課後児童クラブ
  - (8) 入院又は入所が可能な医療福祉施設
  - (9) 真岡警察署及び交番又は駐在所
  - (10) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部及び消防署
  - (11) 高等学校
  - (12) 社会福祉協議会
  - (13) 真岡市消防団員（副分団長以上の階級にあるものに限る。）及び真岡市消防団各部
- となっております。

Q16 無償貸与の対象の役職をやめることになったのですが、ラジオはそのまま借りておけるのですか。

A16 無償貸与の対象ではなくなった場合、市民生活課にご返却をお願いいたします。ただし、役職等の退任にあたり後任の方がいる場合には、その方へラジオを引き継いでくださるようお願いいたします。

Q17 ラジオを前任者から引き継いだのですが、なにか必要な作業は有りますか。

A17 「防災ラジオ引継書」を記入し市民生活課にご提出ください。

Q18 既にラジオを購入し所持しているが、無償貸与の対象となりました。新たにラジオを借りることはできますか。又、すでに購入した分の返金はできますか。

A18 新たに貸与を申請することは可能ですが、すでに購入した分の返金はできません。